

事務局長	施設責任者	係員

笠岡市体育施設利用料減免・還付申請書

令和 年 月 日

指定管理者

(財)笠岡市総合福祉事業団吸江社 様

住所:

団体名:

代表者:



担当者:

連絡先:

笠岡市体育施設条例施行規則第9条第3項、第10条第1項の規定により、次のとおり利用料の減免・還付を申請します。

記

施設名	◎ 笠岡市民体育センター (アリーナ・格技室・多目的室・談話室) ◎ 笠岡運動公園 (野球場・テニスコート・クラブハウス・水泳プール)				
利用日時	令和 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分まで				
利用目的					
減	主催				
	後援等				
	利用人数				
免	申請理由	内容: (1) 免除の基準 ア. 笠岡市、笠岡市教育委員会が主催(主管)する行事等で利用するとき。 イ. 笠岡市内の小学生、中学生又は児童等の団体が教育上の目的で利用するとき。 ウ. 国又は地方公共団体が公益上の目的で利用するとき。 エ. その他指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得たとき。 (2) 減額 (基本利用料のみを5割減額する。) ア. 心身障害者が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、児童福祉法若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する療養手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持し、社会参加促進の目的で利用するとき。 イ. 笠岡市、笠岡市教育委員会が共催する行事(実質主催でない場合)で利用するとき。 ウ. 国、県の主催行事で利用するとき。 エ. 社会教育団体等の行事で利用するとき。 オ. 指定管理者が共催(実質主催でない場合)又は後援する行事で利用するとき。 カ. その他指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得たとき。			
	申請				
還	申請理由	内容: 還付の基準 (1) 利用者が不可抗力により利用できなかったときは、100パーセント (2) 体育施設の管理上の都合により利用の許可を取り消したときは、100パーセント (3) 利用者が利用の日前3日までに利用の取り消し又は許可に係る事項の変更を申し出て、指定管理者が相当な理由があると認めたときは、100パーセント			
	申請				
※利用料	円	減免額 (%)	円	差引利用料 又は還付額	円